



大阪大学
「フニ博士」

ハラスメント相談室だより

発行にあたって

大阪大学は、良好な修学・就労環境のもとでそれぞれが最大限の力を発揮できる環境を整えるべく、ハラスメントの防止に取り組んでいます。このたび、ハラスメント相談室を身近に感じてもらい、教職員及び学生みなさんにハラスメントの発生防止や問題解決に意識を持ってもらえるよう「ハラスメント相談室だより」を発行しました。今後、紙面では興味深い様々なトピックを取りあげていきますのでご期待ください。

シリーズ

これってハラスメント？(1)

大阪大学で定義しているハラスメントには3つの種類がありますが、それぞれどんな内容なのか見てみましょう。第1号ではセクシュアル・ハラスメントを取り上げます。

「大阪大学におけるハラスメント問題に関する基本方針」では、セクシュアル・ハラスメントを「職務・研究・修学・課外活動における関係を利用して、相手に不快な思いをさせる「性的な言動」をいい、時間と場所を問いません。」と定義しています。セクハラは言動の受け手が、それを不快に感じるかどうかによって決まるとされている点が他のハラスメントと違うところです。特に上下関係がある場合、受け手は不快に感じていてもはっきりと意思表示することができませんので、第三者から指摘されて初めて気づくこともあります。みなさんも知らない間に相手に不快な思いをさせていないか、時々振り返ってみましょう。

特集

相談してみよう！

「これってハラスメントかな？」と思ったら、ひとりで悩む前にハラスメント相談室に行ってみましょう。秘密は厳守しますので安心して相談してください。

①まずは電話予約:

全てのキャンパスで開室しています。自分の行きやすいキャンパスの相談室に電話してみましょう。職員の方はお昼休みも開室していますのでお気軽にどうぞ。連絡先は裏面をご覧ください。

※各部局で選出している全学相談員にも相談できます。連絡先等詳しくは阪大HP「相談員名簿」をご覧ください。

※男性の相談員や英語で相談できる相談員もいます。

②予約日に相談室へ:

相談員は相談を親身に伺います。匿名での相談も可能です。プライバシーも固く守りますので安心してお越しください。

③話してスッキリ:

問題の解決にあたっては、相談者の意向を確認しながら進めます。希望しないのに勝手に調整をしたりすることはありません。また、相談したことで不利益を受けることがないよう万全の注意を払っています。

コラム

相談員からちょっとひとこと



ハラスメント相談室では、現在9名の専門相談員が相談をお受けしています。専門相談員からの「ちょっとひとこと」を毎月コラムでお届けします。

第1回目は吹田セクシュアル・ハラスメント相談員のSさんです。

先日、京大矢野事件の被害者である甲野乙子さん（仮名）の講演会があった。京大矢野事件とは、東南アジア研究の世界的な権威だった矢野暢京大教授が、複数の女子学生や女性秘書に長年にわたってセクシュアル・ハラスメント（以下セクハラ）を繰り返していた事件だ。1993年に事実が公になり、後に矢野教授が起こした裁判で、1997年に京都地裁が、矢野教授の長期に渡るセクハラを認定する画期的な判決を下し、全国でキャンパス・セクハラを告発する動きが広がるきっかけとなったものだ。甲野さんの著書に『悔やむことも恥じることもなく』があるので、是非読んでみてほしい。

甲野さんがある機関紙に寄稿した文章に次のような下りがある。彼女が矢野教授のセクハラによって、志していた研究者の道をあきらめたことについて「（セクハラがなかったとしても）私がか力不足で自分の志した道では芽が出なかった、これは大いにありうる。だがそうだとしたら、その時私は見切りをつけて方向転換しただろう。そして、そこで違った経験を積み重ねていただろう。（中略）今問題なのは、私が志した職業に就けなかったことではない。駄目なら駄目で、それに代わる経験はあったであろうのに、私はその経験を得る可能性さえ失った。相手の悪意による「セクハラ」に時間を奪われてしまったために」

ハラスメントを受けて研究や仕事が思うようにできなくなった場合に、「被害者にもともと能力や努力が不足していたのだろう」「ハラスメントがなくても成功しなかっただろう」などと周囲や被害者自身も思うことがある。しかし、問題は被害者にあるのではなく、加害者の責任がきちんと問われる必要があるということだ。

甲野さんが被害に遭っていたのは約30年前のことになる。その時に、この相談室のようなところがあったら、おそらく聡明な彼女のことから、相談室の情報を知り、どこかのタイミングで相談をしてくれていたのではないかと想像する。そうしたら、彼女の被害が7年間も続くことはなかったのではないかと（としたい）。

甲野さんのように被害に遭いながら誰にも相談できずに悩まないでもいいように、阪大の相談室では、教職員や外部の専門相談員も含めて多彩なメンバーがハラスメントの問題に取り組んでいる。何かあったら是非、相談してください。

大阪大学ハラスメント相談室

豊中地区 06-6850-5029(セクシュアル・ハラスメント)

06-6850-6006(アカデミック・パワー等ハラスメント)

吹田地区 06-6879-7169(ハラスメント全般)

箕面地区 072-730-5112(セクシュアル・ハラスメント)

大阪大学HP http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/prevention_sh/



こんなこともやっています！

ハラスメント対策事務室では、研修や自己研鑽に利用できる各種書籍やDVDの貸出を実施中です。全学相談員や部局相談員の方はもちろん、研究室の運営に携わる先生、サークルを運営する学生さんなど、組織を取りまとめる方にも対応した幅広いラインナップをご用意しています。興味のある方は阪大HP「ハラスメントの防止等」にあります「書籍・DVD一覧表」をご覧ください。

第1号はいかがでしたか？より良い紙面にするため、ご意見・ご感想などなんでもハラスメント対策事務室までお寄せください。次号もお楽しみに！



編集・発行 大阪大学総務企画部ハラスメント対策事務室

〒565-0871 吹田市山田丘1-1 E-Mail soumu-harassment@office.osaka-u.ac.jp